

第百二十八回 参議院議院運営委員会會議録第五号

平成五年十一月五日(金曜日)
午前九時四十一分開会

委員の異動

十月二十九日

辞任

清水 澄子君

補欠選任

栗原 君子君

出席者は左のとおり。

委員長 大森 昭君
理事 田沢 智治君
田辺 哲夫君
西田 吉宏君
上野 雄文君
上野 貞雄君
片上 公人君
井上 哲夫君
寺崎 昭久君
橋本 敦君

委員

副議長 長 原 文兵衛君
議長 長 赤桐 操君

事務局側

事務総長 戸張 正雄君
事務次長 黒澤 隆雄君
議事部長 堀川 久士君
委員部長 貝田 泰雄君
記録部長 鈴木 威男君
警務部長 矢野 洋君
庶務部長 吉岡 恒男君
管理部長 島原 勉君

本日の会議に付した案件

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○国会職員給与等に関する規程の一部改正に関する件
○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(大森昭君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。
まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
事務総長(戸張正雄君) 便宜私から御説明申し上げます。
○事務総長(戸張正雄君) 便宜私から御説明申し上げます。

○委員長(大森昭君) これより採決を行います。
本会に賛成の諸君の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(大森昭君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森昭君) 次に、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(戸張正雄君) 御説明申し上げます。
本件は、国会職員の給料月額及び諸手当の額等について政府職員に準じた改定を行おうとするものでございます。

○委員長(大森昭君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森昭君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。
事務総長の説明を求めます。

○事務総長(戸張正雄君) 御説明申し上げます。
本日の議事は、最初に、日程第一ないし第三を一括して議題とした後、外務委員長が報告されます。採決は三件を一括して行います。

次に、日程第四について、環境特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第五について、厚生委員長が趣旨説明をされた後、採決いたします。

次に、日程第六ないし第一〇を一括して議題とした後、内閣委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。まず、日程第六ないし第八を一括して採決し、続いて日程第九及び第一〇を一括して採決いたします。

次に、日程第一一及び第二二を一括して議題とした後、法務委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、ただいま本委員会を議院いたしました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を緊急上程いたします。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告され、採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は、約二十分の見込みでございます。

○委員長(大森昭君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時四十五分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

(参照)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

給料表の改定
別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。〔別表第一及び別表第二関係〕

二 施行期日等
この法律は、公布の日から起算して、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定は、平成五年四月一日から適用すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

別表第一(第三条関係)

別表第一(第三条関係)

級	号	給	給	料	月	額
一	二	一		三五四、六〇〇円		
				三七五、〇〇〇円		
二	一	八	七	四三四、九〇〇円		
		六	五	四四六、二〇〇円		
		四	三	四五七、四〇〇円		
		二	一	四六八、七〇〇円		
				四七九、九〇〇円		
				四九一、二〇〇円		
				五〇二、四〇〇円		
				五〇九、九〇〇円		
三	一	三	二	五三七、六〇〇円		
				五四九、九〇〇円		
				五五八、一〇〇円		

級	号	給	給	料	月	額
一	二	一		三四七、三〇〇円		
				三六七、三〇〇円		
二	一	八	七	四二六、五〇〇円		
		六	五	四三七、七〇〇円		
		四	三	四四八、八〇〇円		
		二	一	四五九、九〇〇円		
				四七一、一〇〇円		
				四八二、二〇〇円		
				四九三、三〇〇円		
				五〇〇、七〇〇円		
三	一	三	二	五二八、三〇〇円		
				五四〇、五〇〇円		
				五四八、六〇〇円		

別表第二(第三条関係)

別表第二(第三条関係)

級	号	給	給	料	月	額
一	二	一		二六五、六〇〇円		
				二七五、六〇〇円		
二	一	五	四	三一四、三〇〇円		
		三	二	三二二、五〇〇円		
		一		三三〇、六〇〇円		
				三三八、七〇〇円		
				三四六、九〇〇円		
三	一	五	四	三七六、四〇〇円		
		三	二	三八五、四〇〇円		
		一		三九四、四〇〇円		
				四〇三、四〇〇円		
				四〇九、五〇〇円		

級	号	給	給	料	月	額
一	二	一		二五九、九〇〇円		
				二六九、七〇〇円		
二	一	五	四	三〇八、〇〇〇円		
		三	二	三一六、〇〇〇円		
		一		三二四、一〇〇円		
				三三二、一〇〇円		
				三四〇、一〇〇円		
三	一	五	四	三六九、〇〇〇円		
		三	二	三七七、九〇〇円		
		一		三八六、八〇〇円		
				三九五、七〇〇円		
				四〇一、七〇〇円		

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の額の特例)

3 平成五年六月二日から一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日の前日までの間に衆議院が解散されたことにより受けることとなる国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第四項の規定による期末手当については、同条第二項中「一般職公務員の例により」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)による改正前の一般職給与と法第十九条の四第二項の規定の例により」とする。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

4 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

平成五年六月二日から一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第 号）の施行の日の前日までの間に衆議院が解散されたことにより受けることとなる第十一の四の規定による期末手当については、第十一の二第二項中「特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定により期末手当を受ける職員の例により」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第 号）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十九条の四第二項の規定の例により」とする。

（国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

5 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の改正規定を次のように改める。

別表第一中「八 五〇九、九〇〇円」

を「八 五〇九、九〇〇円」に、「三 五八、一〇〇円」を「三 五五八、一〇〇円」に改める。

を「九 五二七、四〇〇円」に、「三 五八、一〇〇円」を「三 五五八、一〇〇円」に改める。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定の一部を次のように改正する）

第七條の三第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に改める。

第十五條第一項中「三万六千八百円」を「三万七千五百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表（第一条関係）

職 名	給 料	月 額
国立国会図書館の館長		一、六一一、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長		一、五七七、〇〇〇円
各議院法制局の法制局長		一、五四三、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員		一、二五四、〇〇〇円
国立国会図書館の専門調査員		一、一三八、〇〇〇円
		一、〇六〇、〇〇〇円
		九八〇、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	一 号 給	四九二、五〇〇円
	二 号 給	四五五、五〇〇円
	三 号 給	四一六、二〇〇円
	四 号 給	三七五、〇〇〇円
	五 号 給	三三四、二〇〇円
	六 号 給	三〇〇、八〇〇円
	七 号 給	二七五、六〇〇円
	八 号 給	二五五、六〇〇円

別表第二 指定職給料表（第一条関係）

号 給	給 料	月 額
1		568,000円
2		629,000
3		699,000
4		776,000
5		836,000
6		898,000
7		980,000
8		1,060,000
9		1,138,000
10		1,218,000
11		1,290,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	179,200	209,500	226,500	246,100	264,800	285,300	319,000	357,300	406,300
2	130,700	164,900	185,100	217,400	235,000	254,800	273,700	294,900	330,800	369,700	421,100
3	134,900	171,500	191,400	225,500	243,700	263,500	282,900	304,700	342,600	382,300	436,200
4	139,300	178,400	197,800	234,000	252,100	272,200	292,100	314,900	354,400	394,900	451,300
5	144,200	184,000	204,700	242,600	260,300	281,000	301,600	325,100	366,300	407,800	466,500
6	149,800	188,700	212,300	250,900	268,500	289,800	311,200	335,200	378,300	420,500	481,800
7	155,600	193,400	219,700	259,000	276,800	298,800	321,000	345,300	390,600	433,200	497,400
8	161,300	198,000	226,900	267,000	285,000	308,100	330,800	355,400	402,900	445,900	513,200
9	165,600	202,300	233,200	274,900	293,200	317,400	340,700	365,500	415,200	458,600	528,700
10	169,000	206,600	239,300	282,800	301,500	327,100	350,500	375,600	426,900	471,200	544,100
11	171,900	211,000	245,300	290,600	309,700	337,000	360,200	385,700	438,300	482,400	556,200
12	174,500	215,300	251,000	298,300	317,700	346,800	369,600	395,700	449,500	492,800	564,100
13	177,100	219,600	256,700	305,800	325,700	356,500	378,700	405,700	459,100	501,600	571,700
14	179,300	222,900	262,000	313,300	333,400	365,900	386,800	415,300	467,000	508,800	577,900
15	181,400	226,000	267,100	320,100	339,700	374,400	393,900	423,000	474,800	513,400	582,700
16	183,000	229,100	272,100	326,500	345,600	381,300	400,400	430,300	480,200		
17		232,200	276,600	331,200	350,900	387,900	406,100	435,200	484,800		
18		235,100	280,500	335,400	355,300	392,500	411,000	439,800	489,100		
19		237,100	284,100	339,500	359,400	397,000	415,600	444,200			
20			287,000	342,500	363,200	401,500	420,000	448,100			
21			289,800	345,400	366,500	405,900	423,900	451,900			
22			292,500	348,200	369,800	410,000	427,600				
23			295,200	351,200	373,200	413,700					
24			297,700	354,300	376,500	417,300					
25			300,200	357,200	379,300						
26			302,600	360,000	382,100						
27			305,000	362,400							
28			307,400	364,800							
29			309,800								
30			312,100								
31			314,300								
32			316,500								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

ロ 行政職給料表(二)

職 の 給 号	薪 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	159,300	176,700	193,100	217,500	244,700	
2	117,100	165,700	182,100	198,700	224,100	251,700	
3	120,800	171,200	187,600	204,700	230,700	258,800	
4	124,300	176,600	193,100	211,000	237,400	266,500	
5	127,700	181,400	198,600	217,400	244,100	274,200	
6	131,600	186,200	204,500	223,800	250,700	282,300	
7	136,200	191,000	210,500	229,700	257,100	290,500	
8	140,800	195,800	216,400	235,400	263,000	298,900	
9	146,500	200,600	222,300	241,100	268,700	307,300	
10	152,400	205,600	228,100	246,700	274,300	315,500	
11	159,100	210,600	233,500	251,900	280,000	323,600	
12	165,500	215,400	238,800	257,000	285,700	331,700	
13	170,900	220,200	244,000	262,100	291,400	339,600	
14	175,900	224,800	248,900	267,200	297,000	346,700	
15	180,300	229,400	253,800	272,200	302,600	353,700	
16	184,500	233,600	258,600	277,400	308,000	360,600	
17	188,500	237,500	263,600	281,900	313,300	367,300	
18	192,400	241,400	268,600	286,300	318,200	373,400	
19	195,700	245,100	273,200	290,100	322,800	379,000	
20	198,400	247,800	277,500	293,700	327,100	384,100	
21	201,200	250,100	280,700	297,100	331,200	389,000	
22	204,100	252,500	283,700	300,500	335,100	393,300	
23	206,900	254,700	286,400	303,600	338,000	396,700	
24	209,600	256,900	289,100	306,700	340,800		
25	212,000	259,000	291,500	309,500	343,300		
26	214,200	261,100	293,900	312,200	345,700		
27	216,400	263,400	296,300	314,700	348,100		
28	218,600	265,600	298,700	317,000			
29	220,700	267,700	301,000	319,200			
30	222,700	269,700	303,300	321,400			
31	224,600	271,700	305,300				
32	226,400	273,600					
33		275,500					

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 —	円 —	円 179,200	円 217,400	円 253,400	円 283,300	円 315,000	円 337,200
2	144,200	164,900	185,100	225,500	262,900	293,200	325,400	347,600
3	149,800	171,500	191,400	234,200	272,200	303,400	335,700	358,100
4	155,600	178,400	197,800	243,600	281,400	313,700	346,000	368,700
5	161,300	184,000	204,700	253,000	290,700	324,100	356,300	380,200
6	165,600	188,700	212,300	262,300	300,000	334,400	366,600	393,700
7	169,000	193,400	219,700	271,500	309,300	344,700	377,100	405,200
8	171,700	198,000	226,800	280,700	318,600	355,000	388,400	416,600
9	174,100	202,300	233,000	290,000	327,800	365,200	398,500	427,400
10	175,800	206,300	238,800	299,300	337,000	375,200	405,900	438,100
11		209,200	244,200	308,500	345,900	385,100	413,100	448,700
12		211,400	248,700	317,400	353,900	394,300	420,000	456,800
13		213,400	252,900	326,300	360,600	400,500	426,000	464,600
14		215,300	256,500	335,000	366,900	405,500	431,800	472,300
15		217,200	259,700	342,400	372,400	410,300	437,500	478,000
16			262,500	349,000	376,900	414,900	442,700	482,600
17			265,200	354,100	381,400	419,400	447,100	487,000
18			267,900	358,600	385,500	423,800	451,100	491,400
19			270,500	362,300	389,400	427,900		495,800
20			273,100	366,000	393,200	431,600		500,200
21			275,700	369,600	397,000	435,300		504,600
22			278,300	373,200	400,200			508,800
23			280,900	376,800	403,400			513,000
24			283,200	380,300				
25			285,400	383,700				
26			287,600	386,600				
27			289,800	389,500				
28			292,000					
29			294,200					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職 の 級 数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	222,700	247,400	274,900	298,400	324,000
2	152,500	192,200	229,800	256,200	284,500	308,000	333,900
3	159,900	200,000	237,600	265,000	294,100	317,600	343,800
4	167,200	207,700	246,200	273,900	303,700	327,300	353,800
5	174,000	214,600	255,000	282,700	313,300	337,000	363,800
6	182,900	221,100	263,800	291,900	323,000	347,000	373,900
7	191,700	227,900	272,600	300,400	332,700	357,000	384,300
8	199,100	234,800	281,400	309,300	342,700	367,100	394,600
9	206,000	242,700	290,100	318,300	352,700	377,500	405,700
10	212,800	250,600	298,100	327,500	362,800	387,800	416,700
11	219,000	258,600	306,600	336,800	373,200	398,400	427,700
12	225,100	266,600	315,600	346,100	383,500	408,900	438,600
13	231,400	274,600	324,700	355,500	394,100	419,200	449,400
14	237,900	282,600	333,800	365,000	404,400	429,000	460,000
15	245,400	290,600	342,900	375,100	414,400	438,600	469,800
16	252,800	298,700	352,000	385,200	424,100	447,700	477,000
17	260,400	307,000	361,500	393,500	432,900	454,900	484,200
18	267,900	315,300	371,600	401,600	441,000	461,200	489,100
19	274,800	323,600	381,700	409,400	447,400	466,500	493,100
20	281,700	331,600	389,400	416,400	453,500	470,900	497,000
21	288,800	339,500	396,800	421,600	457,800	474,800	500,800
22	295,700	347,400	403,900	426,400	462,000	478,500	504,600
23	302,600	355,300	410,300	430,700	465,700	482,200	
24	309,400	363,000	414,600	434,500	469,300	485,900	
25	316,100	370,500	418,600	438,200	472,900		
26	322,800	377,900	422,300	441,400	476,500		
27	329,600	384,900	426,000	444,600			
28	336,500	391,300	429,600				
29	343,500	395,600	432,600				
30	349,800	399,500	435,600				
31	355,400	403,200					
32	360,400	406,900					
33	365,400	410,400					
34	368,800	413,500					
35	372,100	416,400					
36	375,400						
37	378,800						
38	381,500						

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、平成五年 月 日から施行し、改正後の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、同年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 平成五年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会議員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規程の施行の日(前日)までの間において、改正前の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後の規程の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会議員が受けていた号給等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基づく定めに従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

6 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(両院議長協議決定への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

○国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)新旧対照表

改正案

第七條の三

(第一項 略)

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とす

現行

第七條の三

(第一項 略)

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た

る。

(以下 略)

第十五条 非常勤の国会議員については、勤務一日につき三万七千五百円を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができ。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

額とする。
(以下 略)

第十五条 非常勤の国会議員については、勤務一日につき三万六千八百円を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができ。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

(以下 略)

十一月五日(金)の議事予定

日程第一 みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第二 航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第三 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第四 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第五 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

日程第六 行政手続法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第九 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一〇 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)